

## 外国人漁業の規制に関する法律

(漁業等の禁止)

第三条 次に掲げるものは、本邦の水域において漁業、水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。）、採捕準備行為又は探査を行ってはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

- 一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林水産大臣の指定するものを除く。
- 二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体

(罰則)

第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 外国人漁業の規制に関する法律施行規則

(軽易な水産動植物の採捕)

第二条 法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。

- 一 さおづり又は手づり（まき餌(え)づりを除く。）による水産動植物の採捕
- 二 たも網、又(さ)手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕
- 三 投網による水産動植物の採捕
- 四 ひき縄づりによる水産動植物の採捕

※ ひき縄づりに係る水域等については、令和5年農林水産省告示第646号（外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件）により指定。（沖縄県は含まれていない。）

## 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律

最終改正：平成30年12月14日号外法律第95号

(漁業等の禁止)

第四条 外国人は、排他的経済水域のうち次に掲げる海域（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）附則第二項に規定する特定海域である海域（我が国の基線（同法第二条第一項に規定する基線をいう。以下この号において同じ。）から、いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が十二海里である線までの海域に限る。）

二 海洋生物資源の保護又は漁業調整のため必要な海域として農林水産大臣の定める海域

2 外国人は、禁止海域（前項第一号の海域に限る。）においては、政令で定める場合を除き、漁獲物又はその製品を転載し、又は積み込んで서는ならない。

(漁業等の許可)

第五条 外国人は、排他的経済水域（禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。）においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水産動植物の採捕が前条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき。

二 その水産動植物の採捕が第八条の承認を受けて行われるものであるとき。

三 その漁業等付随行為が第九条の承認を受けて行われるものであるとき。

(罰則)

第十七条の二 第四条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第五条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。次条第二号において同じ。）の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

## 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則

最終改正：令和4年8月3日農林水産省令第46号

(軽易な水産動植物の採捕)

第一条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。

一 さおづり又は手づり（まき餌(え)づりを除く。）による水産動植物の採捕

二 たも網、又(さ)手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕

三 ひき縄づりによる水産動植物の採捕

※ ひき縄づりに係る海域等については、令和4年農林水産省告示第1198号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件）により指定。（沖縄県は含まれていない。）